

1 目的及び成果目標

(1) 目的

民俗芸能は「住民自治の土台」となる地域に根差す協働文化として、地域の風俗習慣と強く結びついているが、娯楽の多様化、少子高齢化による支援者や担い手の減少により保存継承が困難な状況が続いている。

民俗芸能の保存・継承は、つながり人口、将来的な移住にもつながり、地域コミュニティの維持や地域活性化に資する重要な要素である。

そこで民俗芸能の保存・継承に向けた調査、研究等実施し、地域に根差した保存・継承手法を確立し、県全体での支援体制の構築を目指す。

(2) 令和8年度における成果目標

各地域における民俗芸能の保存・継承に関する現状や課題等を洗い出し、各地域に応じた保存・継承のあり方等の言語化を目指す。また、説明会、シンポジウム及び座談会を通じて保存・継承の重要性や状況の自分事化、民俗芸能を取り巻く危機的状況や保存・継承に関する意義等について考える契機とする。

(3) 令和9年度以降における最終成果目標

令和8～9年度事業において、蓄積した現状や課題等を分析及び言語化し、各地域における民俗芸能の保存・継承・研究につなげ、地域に根差した保存・継承手法を確立し、県全体での支援体制の構築を目指す。

2 現状と課題

これまでの民俗芸能支援施策は、民俗芸能の上演を通じて「知ってもらおう」ことが中心だったが、これからは、民俗芸能の現状・課題を調査・研究・分析により把握し、保存・継承に向けた取組の検討が必要と考える。

民俗芸能は口承（口伝え）による文化継承形態を取っていることが多く、有形文化財のように視覚的に課題が表面化されにくく、専門家による恒常的な観察が必要であるものの、体制の脆弱性も相まって全県的な民俗芸能の現況把握が不十分である。

地域や祭事ごとに保存・継承の課題特性は異なっており、一律の公的支援だけでなく、地域や祭事の特徴に応じた支援策が必要であり、そのための調査・研究・分析を行うことが肝要である。

3 業務委託名

令和8年度民俗芸能保存・継承支援調査研究事業業務委託

4 契約期間

契約の日から令和9年2月26日（金）まで

5 業務内容

以下に記載する事項について実施（企画、調整、運営等）すること。

実施にあたっては、長野県（以下、「県」という。）及び長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進局（以下、「信州AC」という。）と連携、調整しながら確実にすること。

(1) シンポジウムの企画・運営

目的	・直接地域づくりに関わる市町村や地域振興局の職員を対象に、民俗芸能を取り巻く危機的状況や、保存・継承に関する先進事例を共有することで危機感を抱いてもらい、状況の自分事化を目指す。 ・民俗芸能の研究を行う学芸員や祭事の担い手を対象に、民俗芸能に関する専門的知見から、保存・継承の意義等を考える機会とするとともに、参加者同士の交流を通じて保存・継承の重要性を再認識する機会とする。		
主な対象者	市町村・地域振興局職員、学芸員、担い手等 ※一般参加可	実施時期	8月～9月頃
実施回数	2回（東北信／中南信）	参加想定人数	50名程度／回

- 市町村や地域振興局職員、学芸員や祭事の担い手など幅広い層を対象に、民俗芸能を取り巻く課題や保存・継承の重要性、先進的な取組事例等について共有を図るシンポジウムを企画し運営すること。
- 企画・運営にあたっては、参加者が現状や課題を認識、自分事化し、(2)のフィールドワークでともに取り組むための動機づけの場となるよう、工夫すること。
- 県や信州ACと連携し、シンポジウム実施に係る調整を含む業務全般について企画提案すること。
- 主な役割項目（○主たる役割、●協力・助言）

役割項目	県	受託者	信州AC
①企画検討	●	○	●
②プログラム及び配布資料等の作成	●	○	
③登壇者の選定・依頼調整	●	○	●
④会場選定・手配	●	○	
⑤広報及び広報物の作成	●	○	●
⑥参加申込の受付・管理		○	
⑦当日の受付、進行、記録	●	○	
⑧成果の取りまとめ及び報告		○	

(2) フィールドワークの企画・運営

目的	地域での継続的な関与を通じ、その地域における民俗芸能の歴史や保存・継承に向けた課題等を蓄積し、地域特性に応じた保存・継承のあり方の言語化を目指す。		
主な対象者	市町村、地域又は保存団体	実施時期	9月～1月頃
実施回数	1か所につき5日以上（東北信／中南信の2地域で実施） ※班構成については、ファシリテーター1名及び参加者3～5名を目安とする。		

- 地域によっては異なる民俗芸能の歴史的背景、取組の意義、保存・継承に係る課題等を収集・蓄積するフィールドワークを企画し運営すること。
- フィールドワークの企画・運営にあたっては、民俗芸能の保存・継承のあり方の整理・分析、さらには将来的な言語化を行い、市町村や担い手へ波及させ、県全体での支援体制構築を見据えることに留意し実施すること。
- 県や信州ACと連携し、フィールドワーク実施に係る実施地域の選定、地域との調整等を含む業務全般について企画提案すること。
- 主な役割項目（○主たる役割、●協力・助言）

役割項目	県	受託者	信州AC
①企画検討	●	○	●
②実施地域の選定・依頼調整	●	○	●
③事業実施に係る資料等の作成	●	○	
④調査員の選定・依頼調整	●	○	●
⑤当日の運営及び記録	●	○	
⑥調査結果の分析及び整理（言語化）		○	
⑦成果のとりまとめ及び報告		○	

(3) 報告会の企画・運営

目的	事業の実施報告や、フィールドワークを実施した2地域の担い手による座談会を通じて、市町村職員や担い手等に新たな気づきを与え、地域での活動のきっかけを与える。		
主な対象者	市町村・地域振興局職員、学芸員、担い手等 ※一般参加可	実施時期	2月
実施回数	1回	参加想定人数	100名程度

- 本報告会への参加者が、自身の地域等でも民俗芸能の保存・継承を考え始める契機となるとともに、本事業での取組を参考に新たに活動を始めたり、次年度以降の本事業への参画・協力を検討したりするなど、地域での活動のきっかけとなる報告会を企画し運営すること。
- 県や信州ACと連携し、報告会実施に係る調整を含む業務全般を企画提案すること。

○ 主な役割項目（○主たる役割、●協力・助言）

役割項目	県	受託者	信州 A C
①企画検討	●	○	●
②プログラム及び配布資料等の作成	●	○	
③登壇者の選定・依頼調整	●	○	●
④会場選定・手配	●	○	
⑤広報及び広報物の作成	●	○	●
⑥参加申込の受付・管理		○	
⑦当日の受付、進行、記録	●	○	
⑧成果のとりまとめ及び報告		○	

(4) その他の提案

本事業の目的達成に資すると考えられる（1）～（3）以外の独自提案も可とする。

ただし、当該提案の実施可否、実施時期等については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

6 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

7 委託費の範囲

本委託費には、人件費、旅費・交通費、謝金、打合せ・資料印刷費その他本事業の実施に必要な一切の経費を含むものとする。ただし、機器購入費、接遇費その他委託業務に直接必要と認められない経費は含まないものとする。なお、経費の区分に関し疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、当該費用の帰属を定めるものとする。

8 県への報告

(1) 受託者は、業務実施計画書（任意様式）を作成し、契約の日から2週間以内に委託者に提出するものとする。

(2) 受託者は、委託者から要求があった場合は速やかに進捗状況を報告するものとする。

(3) 受託者は、委託業務完了後2週間以内に委託業務完了報告書（様式第1号）を作成し、委託者に提出するものとする。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えること。

- ・本業務で記録したデータ
- ・その他、県が必要と認める書類

9 8の提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 2階
長野県県民文化部文化振興課文化企画係

10 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

12 その他

- (1) 本事業の成果等は委託者に帰属する。
- (2) 次の一般的な事項にも注意すること。

ア 制作する成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと

イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

また、受託者等が本事業により作成又は収集した成果物等を使用する場合には、当該成果物等が本事業の成果である旨を明示することを条件として、使用を認めるものとする。

ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

- (3) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。